

教役者の皆様

「台風による被災について」

十 主の平和

台風 15 号により被災された方々の上にお見舞いを申し上げます。

◆主教様がまとめてくださいました被災情報をお知らせします。

◇人的な被害の報告はありません。

◇「神奈川県」・「静岡県」

庭木が倒壊した、鐘楼の蓋の取っ手や窓枠が壊れたなどの報告はありましたが、特に危険な状況はなく、強風で雨水が吹き込んだりしたところがありますが、大事には至らず、軽微な損傷で済みました。

鎌倉は、聖堂てっぺんの十字架が風で飛び、また倒木により教会車のドアが 2~3 センチへこんだとのことです。

横浜市中区にある祈りの家で、隣地の大木が倒壊して敷地内の電柱が倒れて停電が続いています。

◇「千葉県」

まだ停電している地域があります。

茂原は司祭館 2 階の棟瓦が 1 階の屋根に落下し、屋根を損傷、雨漏りが発生とのことでした。

千葉県南部では、南三原の教会が、建物の屋根瓦が飛んだりトタン屋根がめくれたりして、雨漏りが発生しました。

その他は、千葉県全般、大きな損傷はありませんでしたが、軽微なものがいくつかあったようです。

◆ボランティアや支援物資などについては、各自治体の社協にお問い合わせください。

サイトを見ますと、食料は十分に賄われているようですが、電力復旧と屋根等の修理が追い付いていないようです。またボランティア活動にも制限があるようですのでご注意ください。

全国社協の公式サイト <https://www.saigaivc.com/chiba-tokyo/>

◆横浜教区では、「ボランティア活動支援規程」を設け、ボランティア活動を支援しています。規程を添付いたします。周知していただけますようお願いいたします。

申込みやお問合せは教務所までお願いいたします。

◆今後も被害があれば教務所までご連絡ください。

また支援要請などございましたら教務所までご連絡ください。

皆様のお祈りをお願いいたします。

2019 年 9 月 20 日 総務主事 島田司祭

## ボランティア活動支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本聖公会横浜教区が、「ボランティア活動資金」をもとに、国内の災害などによる緊急性の高いボランティア活動に参加する者への経済的支援を目的としたものである。

### (対象)

第2条 この規程による支援の対象者は次の各号に該当する者とする。

- ①日本聖公会横浜教区の教役者
- ②日本聖公会横浜教区に在籍する信徒
- ③その他、主教が協働主事に諮り適当と認めた者

### (申請条件)

第3条 この規程による支援を受けようとする者（以下「申請者」という）は、社会福祉協議会が取り扱う「ボランティア活動保険」など、従事する活動によって生じる事故や傷害賠償責任を補償する保険に加入しなければならない。

### (申請)

第4条 申請者は、「ボランティア活動支援申請書」（書式第1号）を主教に提出する。主教は決定の検討に必要な追加の資料提出を求めることがある。

### (決定)

第5条 主教は主事に諮り、支援の可否、支援額その他必要な事項を決定し、申請者に通知する。支援額には上限を定めず、申請内容により都度決定する。

### (支援の取り消しおよび支援金の返還)

第6条 支援対象となる者が次の事項に該当する場合には、主教は協働主事に諮り、決定の取り消し、支給の中止、または、すでに支給した支援金の一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- ①決定された活動を中止しようとするとき
- ②虚偽の申し込みまたは報告を行った事実が判明したとき

### (実績報告)

第7条 この規程による支援を受けた者は、活動終了後1ヶ月以内に活動及び会計報告を主教に提出する。

### (事務取扱)

第8条 この規程の運用に係る事務取扱は総務主事が統括する。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、協働主事が発議し、常置委員会が行う。

### 附則

この規程は2019年6月11日から施行する。

横浜教区・ボランティア活動支援 申請書

年 月 日

申請者の氏名(ふりがな) ㊟

生年月日 (西暦) 年 月 日生

住所〒

電話番号 (自宅)

電話番号 (携帯)

メールアドレス (自宅)

メールアドレス (携帯)

所属教会

職業

参加する活動を主催する団体名および連絡先

活動地区および内容

活動期間 年 月 日 ~ 年 月 日

費用の概算・支援希望額